

仕事と家庭の両立支援の取り組み

広越株式会社

一般事業主行動計画の概要

計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

目標 (1)

子供が生まれる際の父親の休暇取得の促進

対策

- 1 特別有給休暇のある準社員・正社員を対象とした制度であり、対象者に内容を周知
- 2 出産の予定がある場合は、必ず前もって上長に報告し、いつでも休暇に入れるよう同僚と業務の調和を図っておくよう周知

目標 (2)

育児、介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

・妊娠、出産、育児、介護を理由とした退職について

対策

- 1 「育児介護休業等に関する規定」に記されており、内容を従業員へ周知の継続
(令和3年4月1日より実施)
- 2 退職時に将来就業が可能となったときに再雇用されることを希望する申出をしていた者に対して、就業可能の連絡があった場合には、在籍していたお店で従業員の受入が可能か検討。もしも、受入枠がない場合は、他店にて検討し再雇用の調整を図る
(令和3年4月1日より実施)

目標 (3)

育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

対策

- 1 「育児介護休業等に関する規定」に記されており、内容を従業員に周知
- 2 制度について問い合わせのあった場合は個別に説明する

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

目標（4）

女性管理職登用実績 23%から 25%へ。

対策

- 1 令和3年4月から毎年1回、社内外の講師による研修会実施